

## 「鬼のしこ草」説話をめぐつて

——東京大学国文学研究室蔵『『鬼のしこ草』』の紹介と考察

吉野朋美

語っている。長くなるがまづ全文を示す。

鬼のしこ草といへるは、むかし人の親、子を二人もたりけり。  
親うせにける後、恋ひ悲しごこと、年をふれども忘らること  
なし。むかしはうせたる人をば塚に取めければ、恋しきたびに  
兄をとく、うち具しつゝかの塚のもとにゆきむかひて、涙を流  
して我身にある憂へをも嘆きをも、生きたる親などにむかひて  
言はんやうにいひつゝ、返けり。兄の男、年月つもりておほや  
けに仕へ、私を返みるにもたへがたき事どもありて思ひける  
やう、たゞにては思なぐさむべきやうもなし、萱草といふ草こ  
そ人の思をば忘らかずなれとて、萱草をその塚のほとりに植へ  
つ。その後、をとく常に來て例の御墓へやみると語ひけれども、  
さはりがちになりて、具せずのみなりにけり。このをとくの男、  
いと憂しと思ひて、この人を恋ひ申にこそかゝりて日をくら  
一 「鬼のしこ草」説話——はじめに——

16・4) という仮題のついた書物が所蔵されている。『東京大学国文学研究室所蔵古典籍目録』には「\*文正2写、表紙に「鬼ノシコ草ノ事此中ニ書ケリ」と有」との付記と共に掲載されている。

「鬼のしこ草」と言えば、堀河・白河院政期の代表的歌人、源俊頼によつて著された『俊頼髓脳』のなかで、その由来説話が語られる有名な歌語である。「鬼のしこ草」とは『万葉集』に收められる「われぐさ我下細につけたれど鬼のしこ草ことにありけり」(巻四・七二七・大伴家持)、「われぐさ垣もしみに植へたれど鬼のしこ草なを生いにけり」(巻十二・三〇六二)<sup>2)</sup>の二首に詠まる草であり、その二首を挙げ、「俊頼髓脳」は以下のような説話と解釈とを

し夜をあかしつれば、我は忘れ申さじとて、紫苑といへる草こそ心に覺ゆる事は忘られざなれとて、紫苑を挿のほとりに植へてみければ、いよ／＼わする、事なくて日をへでしるきけるをみて、塚のうちに声ありて、「我はその親のかばねを守る鬼也、願はくはおそる、事なけれ、君を守らんと思」といひければ、おそりながらき、をりければ、「君は親にけうあること、年月を送れどもかはる事なし。兄のぬしは、同じく恋かなみて見えしかど、思わすれ草を植へてそのしるしをえたり。そこは紫苑を植へて又其しるしをえたり。心ざしねんごるにして、あはれぶ所すくなからず。我鬼のかたちをえたれども、物をあはれぶ心あり。又日のうちの事を悟ることあり。見えん所あらば夢をもちて示さん」といひて声やみ、又その、ち日のうちにあるべきことを夢に見る事おこたりなし。これをきけば、紫苑をば嬉しき事あらん人は植へて常にみるべき事。喫く事あらん人は植ふべからぬ草也。されば万葉集にも葦草をば許の草とはかける也とぞ人申ける。たゞし、確かに見えたるところなし。古き人の物がたりなれば、ひが事にもやらん。

「鬼のしこ草」の語については、右に示した『俊頬脳脳』、同時代の歌人藤原仲実による『綺語抄』以下、藤原清輔『奥義抄』、顕昭『袖中抄』、上覚『和歌色葉』、順徳院『八雲御抄』、為家『詠歌一脉』、『色葉和難集』等の歌学書に、これが何の草であるかという

興味から取り上げられている。大半の歌学書ではその草を「紫苑」としているが、弟の植えた草は「蘭」であるから「しこ草」は「蘭」であるとする『綺語抄』、万葉歌の解釈から「萱草」とする『袖中抄』が、他と大きく見解を異にして興味深い。また、歌語に付随する兄弟の説話も、前述の『綺語抄』、『袖中抄』、『和歌色葉』など『俊頬脳脳』と同時代から中世にかけて成立した歌学書や『今昔物語集』、さらに『古今和歌集』や『伊勢物語』の古注釈等に、或いはほぼ同話で、或いは同工異曲の漢籍仕立ての話で、或いは説話の一部分を欠くかたちで収められていることが知られている。<sup>(5)</sup>

一方、『袖中抄』には、「鬼のしこ草」が何の草であるか、あるいは兄弟説話がどのように語られているか、といった興味とは別の面で注目すべき、次のような一文がある（傍縁は稿者による）。

或人云、瞻西上人説法には、鬼のよひ草とぞ侍りける。

早くこの部分に着目された小室和明氏は、「鬼のしこ草」「腰草」『よひ草』の名称の差異は今問題ではない。大事なのは瞻西の説法でこの歌語がとりあげられたことにある」と注意を促し、説法の場でこの話全体が語られたか歌が引かれただけかは見極めがつかないものの、「歌の背後にその話が播曳していたことは動かせないし、説法の場でそうした歌語が取り沙汰されたこと自体、説法の生成や伝承を考える重要な手がかりとなるであろう」と述べられる。

説法の場ではなく、時代も下るが、豊原寺の誓願房心定が真言立

川流を邪教として論破するため文永七（一二七〇）年に著した『受法用心集』の下巻には、立川流の祀る髑髏本尊が現する七仏の形像が鬼神の所変であることが記され、続けて「俊頼の口伝にしるせる因縁も、此の髑髏の法の悉地と同じかるべし」として『俊頼髑髏』とほぼ同じ「鬼のしこ草」説話が語られている。<sup>(2)</sup>これは、同話が「塚中」の「鬼神」が出てきて活躍する話だったところから、『受法用心集』のこの部分に引用されたのであろう。もっとも、「俊頼髑髏」とほぼ同じと言っても、『受法用心集』で「親のかばねをまもる鬼神」が孝行者の弟に告げたのは、その日に起こることをあらかじめ夢で知らせるという『俊頼髑髏』にも見える内容のみならず、そのお告げ通りにことを述べば帝王にまで名が聞こえ、国の宝と珍重されるということだった。そして実際、弟は榮華を極めたという。

また、『受法用心集』では同説話を引用した後に、「俊頼の口伝の如くば真言とはいはざれども孝の志によりて不思議のしもありとみえたり。此れは人皆知りたる事なれども、其の因縁相似たる故に引けるなり」（傍線は稿者による）とコメントをつけており、「鬼のしこ草」説話が当時、広く巷間に流布していた様子がうかがえる。

見てきたように、歌語「鬼のしこ草」に付随するものとして取り上げていた歌学書にとどまらず、説話集、中世の古今集・伊勢物語注釈書や仏教関係の書物に広く、しかもそれぞれの書物の性格にあわせて受容されている——それが「鬼のしこ草」説話なのである。

では、本研究室の所蔵本『鬼のしこ草』はどのような書物で、そこに書かれる「鬼のしこ草」はどのような内容を持つのだろうか。本稿では、「鬼ノシコ草ノ事此中ニ書ケリ」とわざわざ表紙に注記される本書の紹介を兼ね、翻刻と考察を試みたい。

## 一 本書の書誌ならびに翻刻

【書誌】縦14.5×横21.0cm、横綴本、袋綴、楮紙、共紙表紙、墨付九丁、裏表紙一丁、無邊無界、印記ナシ、研究室所蔵の来歴は不明  
【翻刻】  
〔表紙〕  
〔裏表紙〕  
〔表紙〕  
〔裏表紙〕

「文正二年十月十八日

有範

功徳、大金剛輪真言、王各奉円、満<sup>(3)</sup>恒<sup>(4)</sup>

〔表紙〕  
〔裏表紙〕  
〔表紙〕  
〔裏表紙〕

神祇乃至自界他方権実

二類併奉為法樂サム威光倍  
増一切神分般若心經丁(ウ)

大般若經名丁(ウ)

為過去性靈成等正覺」

マカヒルサナ宝号丁(ウ)

虛空藏井名丁(ウ)

(2オ)

為護持施主等增長福寿」

多聞天王名丁(ウ)

代教主尺迦善逝般若理趣」

甚深妙妙法蓮花真淨法」

諸賢聖衆、惣シ、仏眼所照現不  
現前三寶境界而言」

方今南瞻部州大日本國今」

此處ニ信心施主等相迎悲母」

性靈聖弘禪尼一十七年之」

忌辰、展追修斎筵、營報」

恩懇祈、御事アリ、其願念」

志趣如何トクレハ者、夫」

三界六道何處非生滅之境」

胎卵湿化何形離無道之報」

爰以

大覺三明之月」

隱光於雙林之霞」

尺王十善之花」

混芍飲喜之露」

大聖猶現生者必滅之相」

況於凡愚乎」

天上猶蒙會者定離之責」

矧於人間乎」

爰過去性靈

東土空西方臺登」

一十七年之遠忌云至リ」

五千余日之迎數已極マル」

然則

刷修護梵席」

析出魂之得果」

設報恩之供養」

呈子孫之孝行」

若尔過去性靈」

五障雲消」

現心月輪之光」

三從暗晴」

顯覺圓之景」

化功帰已故護持施主等」

積善之床頭」

百年之春秋久榮」

孝行之恩前」

一門之繁昌長遠」

乃至法界平等利益」

敬白丁(ウ)

說法取如意

方今為過去性靈增進仏道」

被玉勤行書寫誦詠法」

花經、造立供養制底理趣」

三昧正法、供仏施僧經當等

一々善根功德廣大皆悉無

他妨、可成性靈得脫成身」

者也、先付書寫誦詠法」

花經有大意尺名入文判尺」

三門、物大意者今此經誦仏

大事、本懷衆生頓證成道也。」

然則已今當說經中、<sup>アテ</sup>以法華<sup>(4ウ)</sup>

為最第一「鬼畜三惡問」<sup>ニ</sup>

依此經「成等正覺」、實是<sup>シテ</sup>

唯仏與仏之湧源衆生解脫之

要諦也。次題目、妙者此嘆<sup>ミ</sup>

之言法者所嘆之躰、蓮花者<sup>シテ</sup>

心性物躰、經者聖教通号。」

序者次由述義、品者義類同。」

第一者次<sup>ヲ</sup>初也「入文判尺一部」

八卷廿八品或分<sup>カタス</sup>為三段、序正

流通也、或分<sup>カタス</sup>為三段、本述二門」

也、是則說法實相之極致如來<sup>ヒウ</sup>

之奧藏之一經三門大概<sup>(5オ)</sup>

如行、今日法式捲三經王惠<sup>チ</sup>

果<sup>ヲ</sup>資<sup>ニ</sup>性靈<sup>ヲ</sup>、若爾聖弘<sup>チ</sup>

性靈心花鮮開覺月朗<sup>カニ</sup>」

照<sup>サン</sup>雖自餘善根一々讚嘆<sup>メ</sup>

可有之、讓<sup>ラシム</sup>三寶境界且<sup>シ</sup>宿<sup>ム</sup>之<sup>ヲ</sup>

抑今日作善相<sup>シ</sup>當過去聖弘<sup>チ</sup>

施主段<sup>(5ウ)</sup>

子等抽一味同心懇志催<sup>エリ</sup>一心

情清廻向者也。」

付言「十七年追善云事經

論中別<sup>シ</sup>無本說、所謂待<sup>ツコト</sup>

卅三年追福程遠候<sup>ハ</sup>逆<sup>カヌメ</sup>」

擬<sup>シテ</sup>彼修善催<sup>シ</sup>此訪歟<sup>タ</sup>覺<sup>ハシメ</sup>候<sup>ハ</sup>

物<sup>ノ</sup>二親恩德深重候<sup>ハ</sup>時々<sup>ハ</sup>

節々報<sup>シ</sup>其恩朝々暮々<sup>ニ</sup>謝<sup>スカ</sup>」

其德理<sup>リニ</sup>候<sup>ハ</sup>サレハ親恩德<sup>ハ</sup>

事并子孫孝行事、仏所<sup>ハ</sup>

説經教<sup>シ</sup>述<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>、并<sup>ハ</sup>人師書<sup>(6オ)</sup>

籍<sup>ニ</sup>明<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>其德<sup>ハ</sup>弥倫<sup>セキ</sup>」

凡於世間<sup>ノ</sup>其<sup>ハ</sup>為師多事也、「

或歌書中、ワスレクサ我シタ<sup>ハ</sup>

ヒモシケタレ鬼<sup>ヲ</sup>シヨクサコト<sup>ハ</sup>

ニシアリケリト云<sup>フ</sup>歌アリ、雖<sup>テ</sup>

是間<sup>ノ</sup>狂言綴語<sup>ヲ</sup>付<sup>シ</sup>此<sup>ハ</sup>

歌<sup>ヲ</sup>去<sup>シ</sup>謂<sup>フ</sup>有<sup>シ</sup>カヤ、或入付<sup>シ</sup>

草<sup>ナシテ</sup>彼草引<sup>シ</sup>墓上殖<sup>ヘタリケリ</sup>」

其後悲歎思薄<sup>ウスカ</sup>成<sup>ナリテ</sup>

弟<sup>ハ</sup>誘<sup>シ</sup>引<sup>シ</sup>サワリカチニテ不<sup>トマハ</sup>

萱草<sup>ハ</sup>云草<sup>ヲ</sup>人思忘<sup>セサス</sup>」

草<sup>ナシテ</sup>其草引<sup>シ</sup>墓上殖<sup>ヘタリケリ</sup>」

其後悲歎思薄<sup>ウスカ</sup>成<sup>ナリテ</sup>

弟<sup>ハ</sup>誘<sup>シ</sup>引<sup>シ</sup>サワリカチニテ不<sup>トマハ</sup>

萱草<sup>ハ</sup>云草<sup>ヲ</sup>人思忘<sup>セサス</sup>」

草<sup>ナシテ</sup>其草引<sup>シ</sup>墓上殖<sup>ヘタリケリ</sup>」

然問<sup>ハシメ</sup>其後弥<sup>シ</sup>親余波忘<sup>セサセ</sup>事<sup>(7オ)</sup>

也、紫苑<sup>云</sup>草<sup>ヲ</sup>人思不忘<sup>セサセ</sup>」

草<sup>ナシテ</sup>彼草引<sup>シ</sup>墓上殖<sup>ヘタリケリ</sup>」

覺ヨレバ、自ヒテ今後ハシケ汝ハシケ可ハシケ与ハシケ悅ハシケ其ハシケ  
悦ハシケ者ハシケ日內ハシケ有ハシケラスル事ハシケ少ハシケ不ハシケ

家門繁榮ハシケ」

違ハシケ夢中ハシケ可ハシケ告知ハシケランム一此告ハシケ

弥成ハシケ於心願ハシケ

任ハシケ物ハシケ弁ハシケ汝ハシケ帝王ハシケ聞食ハシケ

乃至法界平等利益ハシケ

國宝ハシケ玉瓦ハシケ云ハシケ其後ハシケ如約束ハシケ

補闕分ハシケ

也ハシケ実ハシケ朝ハシケ御寶成ハシケ一生ハシケ

マカヒルサナ宝号ハシケ

菴花無ハシケントハシケ雙ハシケ注ハシケ

尺迦牟尼宝号ハシケ

也ハシケ實ハシケ朝ハシケ御寶成ハシケ一生ハシケ

供養淨陀羅尼ハシケ

菴花無ハシケントハシケ雙ハシケ注ハシケ

廻向大井ハシケ

菴花無ハシケントハシケ雙ハシケ注ハシケ

人三魂七魄ハシケ十種タマシキ在之ハシケ

人三魂七魄ハシケ十種タマシキ在之ハシケ

三魂相應第八識アラヤ識ハシケ七魄ハシケ

三魂相應第八識アラヤ識ハシケ七魄ハシケ

修ハシケ聖弘性靈運丹誠ハシケ

相應持識ハシケ人死ハシケ時ハシケ三魂ハシケ

守護ハシケ見ハシケ若尔ハシケ今日大施主ハシケ

隨閻魔王使ハシケ往冥途受苦ハシケ

性靈納受ハシケ賢覺候ハシケ

七魄留娑婆ハシケ守骸ハシケ或ハシケ

仍過去性靈ハシケ

為子孫成佛ハシケ或授悅ハシケ

宝嚴寂靜之寶臺ハシケ

也ハシケ其人成正覺ハシケ

觀四種法身覺月ハシケ

顛扇ハシケ最勝之妙土ハシケ

扇ハシケ一実井之惠風ハシケ

是仏種也ハシケ不可思之ハシケ

而ハシケ又護持施主等ハシケ

福壽增長ハシケ

久修於善根ハシケ

遠忌ハシケ（6オ1行）とあることからも、「聖弘禪尼」なる人物の追善

であり、禪尼の子を中心に、一族も参列して十七回忌の追善供養を

## 【翻刻凡例】

一、異体字、特殊な字形ながら慣用的に用いられている文字は、通行の字体に改めた。

一、送りがな、ふりがな、訓点は原則として底本のまま収めた。ただし、ノは「シテ」、コトは「コト」と改めた。

一、適宜句読点を施した。

一、底本の改行部分に「」を施した。

一、判読不能の字は□で示し、破損している部分は「破損」

で示した。破損した中でも部分から類推できる字には□に字を

入れて、意味から類推できる字は（）に字を入れて示した。

一、翻刻者による注記は（）内にポイントを落とし、漢字及びカタカナで傍記した。

## 二 本書の検討・考察

ここでは、前節の翻刻から見えてくる本書の概要について述べる。

まず、これが何を書いた書物かであるが、字体・墨の濃さからして別筆と思われる表紙によれば、文正二（一四六七）年（三月五日）応仁元年に改元）十月十八日におこなわれた聖弘禪尼の十七回忌追善供養の法会の記録であるという。本文中に「過去聖弘性靈一十七年

催し、それを書き記したものであることは明らかである。山本真吾氏の分類に従えば、「法会の記録、具体的には、表白を置き、仏菩薩や經典の功德を解説し、時に説話を引いて聴聞の衆に説教したり、法会の主催者の特性を讚歎したりする文章」、すなわち「表白付説教書」<sup>(1)</sup>にあたるものだろう。

ついで、本書の書写年代だが、表紙に見える「文正二年十月十八日」の日付を保証する文言は文中には見えない。しかし、表白が改行・字下げなど工夫して書かれていること、「敬白……言」(2ウ)と書き出して「敬白」(4オ12行)で書き止める形式であること、文章末尾が「乃至法界平等利益」(4オ11行)の文になつていてことから考えて、鎌倉時代中期以降の文書であることは確かである。<sup>(1)</sup>また、文中には「言、十七年追善云事經論中別無本說、所謂待コト卅三年追福程遠候へ、逆カシ擬シ彼修善催此訪歟覓候」(施主段6オ5~8行)とあり、当時十七回忌の追善をおこなうために、わざわざ、經論の中には本説がないが三十三回忌が遠いため、それにあらずらえて行うのだ、と記されている。この文言は、この当時、十七回忌が一般的ではなかつたゆえではなかろうか。試みに『大日本史料』で十七回忌追善の例を検索すると、その初めに見えるのは応安元(一二六八)年二月二十六日条で、足利義満が直義の十七回忌仏事を行つたという『龍什和尚語錄』の記事である。<sup>(2)</sup>また、『古事類苑』礼式部三十四・仏祭上の「十七年忌」には『康富記』宝徳

二(一四五〇)年六月九日の日野義資十七年忌の記事を挙げており、十七回忌の追善が少なくとも一般化してくるのは、南北朝期以後と考えてよいだろう。<sup>(3)</sup>以上の事実から本書の書写年代を絞ることはできなが、少なくとも表紙に見える「文正二年」であっても何ら矛盾しないことは確かめられるだろう。

表紙には「有範」という僧侶の名が見えるが、貼り紙で隠されているような跡が見える。この僧侶がいかなる人物かは不明だが、導師か本書の伝領者、あるいは書写者であろうか。

本書に書かれた法会は「開眼辞——神分——表白——説法——施主段——補闕分」と展開しているので、以下、展開に沿つて内容を確認しよう。まず「開眼辞」で、導師は鉢を叩きながら施主がこの法会の為に堂(表紙からすると「權現堂」か)に設置した仏菩薩の閉眼をおこない、新たに書写した法華經・仏塔(卒塔婆か)について述べて法会を始める。「神分」では、この追善供養の場に梵天・帝釈天を始めとして法会をおこなう場の鎮守まで、あらゆる神々を勧請する。ついで、四六駢體の対句を主体とする文章で書かれた「表白」を導師が朗唱する。表白には、この法会が「信心施主等」のおこなう「悲母性靈聖弘禪尼一十七年之忌辰」の「追修」であり、「聖弘禪尼」の魂を成仏させ、「孝行」の「一門」が「繁昌長遠」たらんことを祈念するために行われるという、法会の趣旨と意義が書かれている。表白は「法会の冒頭でその意義を説く、法会全体の中

で最も重要な言説のひとつ<sup>(15)</sup>であるとともに、その素晴らしいさに聴衆が感涙を催すことしばしば<sup>(16)</sup>で、後に出でくる「施主段」と共に、法会の中でもっとも盛り上がる部分でもあった。本法会の表白でも、人間の世において死の避けがたいこと、供養によって亡母の成仏すること、「孝行」の施主の繁榮を願うことなどが壮麗な対句で述べられており、供養に参列している施主の心に響く内容となっている。

「表白」に続く「説法」では、まず施主の信心深さを讃め、ついで、法華經が經典のうちの第一であることとその理由、法華經が「衆生解脱」の要諦であることを述べ、さらに「妙法蓮華經」の題目の意味、八卷二十八品の經文を或いは三段、或いは二段に分かつことを述べている。まさに法華經の解釈を説く部分である。なお、「説法」の字の下には小字で「取如意」とあり、導師が説法に際し、仏具の如意を持ち、威儀を正して説法した様子がうかがえる。

これに続く「施主段」は、この供養をおこなった施主を讃歎し、仏縁を結ぶように促す部分で、ここに「或歌書中、ワスレクサ……付此歌」去謂有<sup>ハレ</sup>トカヤ（6ウ3行、7行）として、「鬼のしこ草」説話が語られている。施主段の終わりの部分は、再び表白のような対句仕立てとなっており、印象深く朗唱されたと思われる。

最後に置かれた「補闕分」は、法会を終えるに際し、鉢を打ちながら仏や經典の名を唱える部分である。また、「補闕分」の次の丁

には、オモテの後ろ半分から始まる一文が書かれており、ここには「人三魂七魄十種タマシキ在<sup>リ</sup>之」……と人間が「三魂七魄」から成り、「三魂」は冥途に行き、「七魄」は現世にとどまつて屍を守り子孫にかかわっていく、という『十王經』等に見える考え方が示されている。これは、施主段で語られる「鬼のしこ草」説話の中に「親、骸<sup>スケ</sup>、守鬼神」（7ウ3行）と出でくるところから関連して付言されたものだらう。

### 三 施主段と「鬼のしこ草」説話

前節にも述べたように、施主段は法会の施主の信心深さと功德の大さを賛嘆することによって、施主が仏縁を結ぶように導く部分である。

ところで、法会の説法の中の施主段については、安居院流唱導の法会の次第を記した『法則集』<sup>(17)</sup>に、次のような記述がある。本書に記された追善の法会が安居院流のものかどうかは不明だが——ただし本書の法会も法華經を根本としているところから、安居院流と同じく天台系と見てよさそうである——、これらの記述は本書の施主段に語られる「鬼のしこ草」説話を考える上でも有益と思われる。以下にいくつかの条文を抜き出してみよう。

一 新悲相応因縁ヨセテ可移<sup>ム</sup>冒趣<sup>ム</sup>。若古又哀傷不<sup>ム</sup>切事ナラ  
ハ。先施主分ヲシテ又哀ナル因縁等ウツテナカセテ可<sup>ム</sup>了也

一 口伝云。説経師至施主段巧拙堪否顕也。其斟酌進退究竟先達共現々不覚事也。  
一種種善根各各勝徳ナルニ。凡導師我宗彼諸徳引入可讚歎。

隨自意実説ナル故也

彼是ホメチラシテ結婚スル処無ケレハ説経魂ナシ。得益還  
不定義成故也。必諸宗超徳アルヲモテ也。

一 施主分事。仏説悉檀赴機本説ト。施主為隨喜渴仰信力。仏  
法赴ヤウニスヘキナリ。

雖不求梵天梵天自応。称揚妙法慰悅其心

又証彼仏依正二報使人欣喜如云所説我不得罪業。施主  
得信仰。隨喜之善根極タル施主分大事習事ニテハアル也  
ここに挙げた第一項では、法会の旨趣を述べる際に適当な因縁が  
なければ、まず施主分（法会の「施主段」と同じ部分を指す）で心を打  
つような「哀ナ因縁」を語つて施主を感動させるべきこと、第二項  
では説経師（導師）の巧拙は施主段に顯れること、第三項では導師  
は施主の徳を讃歎するにも自分の宗派に引きつけて語るべきで、あ  
れこれ施主を誉めちらすだけでは説経にも魂がこもらず、かえって  
不確かな感を与えること、第四項では、施主分は施主の機根に応じ  
て、施主が仏法に赴くようにするべきで、施主の信仰を得るには施  
主分がきわめて大事であること、が書かれている。

すなわち、施主段こそが説経においてもっとも大事な部分であり、

施主段における導師の巧拙如何によつて説経の良し悪しが決まるゆ  
え、導師は自らの宗派を施主が信仰するよう、「因縁」を語つて施  
主を感動させたり施主の徳を讃歎したり工夫する必要があることが  
わかるのである。

以上のことを念頭に置けば、施主段に語られる「鬼のしこ草」説  
話の果たす役割は明確であろう。施主段の同説話は、話の筋・登場  
人物とその動きといった基本的なところでは『俊頬體脳』と変わり  
はないが、塚の中にいる「親、骸、守鬼神」が孝行の弟に感じて予  
知を見せることを約束する最後の部分で大きく相違している。そ  
して、その相違箇所は先に見た『受法用心集』の引用する本説話と  
ほぼ同じなのである。すなわち、「親、骸、守鬼神」は「日内有ラヌス  
事少不違夢中可告知クシム、此告任マカセテ物弁ハ汝帝王ナ聞食シテ國  
宝トシヨガヘシ」（7ウ6～9行）と約束し、その結果、「其後如約束也  
ハ実トニ朝御宝成一生榮花無トノ雙注シケル」（7ウ9～11行）という  
ように、弟が国王になつて朝廷の宝として一生榮えたといふもので  
ある。鬼の約束がここまで大仰になつた本説話が施主段で引かれて  
いるのは、当然のことながら、親を思う気持ちを忘れず孝養を尽く  
せば驚くべきほどの功徳があることを施主に具体的に示すためであ  
り、ひいては法要を當み孝養を尽くしたこの施主を讃歎して、導師  
の属す寺への帰依（あるいは布施）を願うためである。

ふりかえれば、本説話は、本来的には「鬼のしこ草」という歌語

を説明するための説話として『俊頬脇脳』には語られていた。が、親の死・墓参り・親への孝養を尽くす子・鬼・孝養の報償といった本説話の構成要素はそのまま、仏教的な意味を持つ説話のそれとして変換可能である。それゆえに、『受法用心集』やこの追善供養の法会の場など仏教に関わって用いられる説話として、違和感なく、いや、むしろふさわしく引用されたのだろう。また、この説話は仏教的に読むことは可能だが、仏典を出自とする歌語について語る説話と違つて、難しい経典の名も挙がつていなければ一節が引用されることもない。また、孝行の功徳がすみやかに形となつてあらわれる点もわかりやすい。そうしたことから、聴衆や施主に供養を営んだ功徳をわかりやすく述べる施主段にはふさわしかつたのだろう。

#### 四 和歌をめぐる言説と法会——おわりに——

紹介・考察を試みてきた東京大学国文学研究室蔵『鬼のしこ草』は、一に挙げた「瞻西上人説法には、鬼のよひ草とぞし侍りける」という『袖中抄』の一文が示唆していた状況を、時代は下るもの（体现）するかのような書物であった。実際に歌学書に語られる歌語の由来と同じ説話が、法会のなかで受容されていたのである。

ところで、そもそも説法の場において、あるいは説法聴聞の後に、和歌が詠まれたり和歌にまつわる言説が語られたりしていること、物語や歌学書類、歌集にも例が見え、さほど珍しくはないこと

であった。たとえば『袋草紙』には、前出の瞻西上人が、説経中に袂に雨漏りの滴がかかつたのをうち払いながら、高座から下りるときに「古へも今もつたへてかたるにももりやは法のかたきなりけり」と詠んだことや、実源律師が堂供養の導師に招かれ説法をしている間、雜人どもが騒いでいたので説経をやめ、高座の上より「津の國のあしかり声の高ければあなかもとこそ云ふべかりけれ」と一喝したことなどが語られている。こうした歌詠みの僧侶の存在が「説法と歌をめぐる座談」<sup>(2)</sup>とを近づけていたのは疑いないことであろう。さらに、導師を勤める僧侶だけでなく、願主や施主が法会に際し、僧に説経を請うため記す誦経文の端に和歌を書きつける風習があつた<sup>(2)</sup>、法会の聽聞後に聴衆が説法に触発され、あるいはその余韻に浸つて歌を詠むケースがあつたりしたのである。

また、和歌や歌学の仏教享受、という面から考えても、たとえば『俊頬脇脳』には、「月のねずみ」や「芹摘みし」などの歌語をめぐる説話に、当時の仏典の注疏からくる発想や、「論義（稿者注：法会に伴つておこなわれる教義や経典の解釈をめぐる問答）」の場において語られていた発想<sup>(2)</sup>が如実に見える場合があり、少なくとも院政期の歌語・歌学を巡る現場と、法会や説経、論義といった仏事とは深い交流があつたことが具体的に解明されてきている。

一方で、本書に見る「鬼のしこ草」説話のように、歌学書や歌集に見える和歌の言葉や和歌をめぐる語りが、逆に法会や説経、ある

いは論義といった場で受容されている具体例は、和歌や歌学の側に見える仏教享受の例ほどではないようと思われる。具体例が見いだせないのは稿者の浅学に拠るところが大きいと思われるが、和歌と仏教とのかかわりを考えたとき、次のような理由も考えられるのではないかだろうか。和歌には仏典や仏事を詠む基督教歌の伝統があり、また僧侶として歌人である者も多く、歌語には仏典由来のものも少くない。和歌や歌学の側には仏教を享受する素地があるが、仏教の側が和歌や歌学を引き寄せてくるには、そこに何らかの仏教的因素・あるいは仏教的な読みを可能にする契機を見いだす必要がある。それゆえ受容される和歌や和歌説話が限られ、必然的に具体例が少なくなる、ということである。

もつとも、近年の各地寺院の聖教調査の進展、あるいは法会資料の再検討によって、法会に用いられた願文・表白・次第書等に見える故事・譬喻・因縁と説話・物語・軍記物語文学作品との関連が次々と見いだされており<sup>(25)</sup>、今後も法会をめぐる資料調査とその研究は大きく進展してゆくだろう。また、その動きにあわせて「法会字」(『法会文芸』)という概念の提唱もおこなわれ、その研究上の位置づけも変わらうとしている。本稿に取り上げた『鬼のしこ草』<sup>(26)</sup>がそうした一連の動きに寄与できるものであることを願つて、拙い紹介・考察を終えたい。

【付記】本稿を成すにあたって、山本真吾氏に直接多くのご教示を賜った。この場を借りて、厚く御礼申し上げる。また、月本雅幸氏にも翻字に際してご教示賜った。御礼申し上げる。ただ、さまざまにあるであろう拙稿の誤謬の責任は、偏に稿者の浅学によるものである。大方のご批正・ご教示をお願い申し上げる。

\*『俊頬脳』の引用は、俊頬脳研究会編『国会図書館蔵俊頬脳』(和泉書院影印叢刊92・一九九九年)を、清濁の別を付し、適宜漢字を宛てて翻字したものによる。ただし、原文に戻れるように、漢字を宛てたところは原文をぶりがなとして残している。『袖中抄』の引用は、歌論歌学集成第四巻『袖中抄』(川村先生氏校注・三弥井書店・二〇〇〇年)、『袋草紙』の引用は新日本古典文学大系による。

#### 【注】

- (1) 伊倉史人氏「鬼の志許草」と「鬼の腰草」——俊頬と「本」序説——(『三田国文』第二九号、一九九九年三月)によれば、俊頬は「鬼のしこ草」と解している可能性が高いという。本稿が用いた新編日本古典文学全集の底本である国会図書館蔵本でも、本行本文は万葉歌・本文とも「こし草」、ミセケチして「しこ草」である。重要な問題ではあるが、本稿の主旨には関係がなく、また本稿で言及する後世の仏

教閑連の書物や、翻刻を試みた『鬼のしこ草』にはいすれも「しこ草」とされていることからも、「しこ草」として考えてゆく。

(2) 二首の引用は『俊頬脣脳』本文により、卷数・歌番号を旧国歌大観番号で付した。俊頬と同時代の『万葉集』の訓みを示す『類聚古集』(引用は臨川書店影印より)では、前者は『俊頬脣脳』の引用和歌本文と異同なし、後者は「わすれぐさかきもしけみしにおふれともおにのしこくさなをおいにけり」となっている。又、現代の訓みでは、後者は「忘れ草垣もしみみに植ゑたれど醜の醜草なほ恋ひにけり」(新編日本古典文学全集より引用)となっている。

(3) 伊倉氏(1)論文によると、「しこ草」が何であるか述べる「されば」以下の部分は、『俊頬脣脳』の伝本によって「萱草」と取れる本文と「紫苑」と取れる本文のほぼ二通りに分かれているという。本稿で用いた国会図書館蔵本は前者で、後者は次のようにある。

されば　志許草とは、心ざしのものとくさとはかくなり。

(国立公文書館内閣文庫蔵『俊秘抄』) すなわち、国会図書館蔵本では「萱草」を「志許の草」だと断言しており、内閣文庫蔵本では、前文とのつながりからすると「紫苑」を「志許の草」だと考へていることになる。この相違は誤写などではなく、「俊頬の注釈態度の変更」によるものと伊倉氏は推察している。つまり、「俊頬脣脳」は肝心な歌語の説明で揺れているのである。

(4) なかでは『八雲御抄』が「紫苑　おにのしこ草。しをにといふ心也」

(卷第三)と「をに」の字を理由に記すのが面白い。

(5) 兄弟(姉妹)が亡き況を思うあまり、親の墓に全く効果の異なる草を

植える、この「鬼のしこ草」説話に類似する話については、小峯和明氏『院政期文学論』(笠間書院・二〇〇五年)「三『俊頬脣脳』の言説と語り」中の「2『鬼のしこ草・腰草』をめぐる」(初出は『俊頬脣脳』の歌と語り)〔中世文学研究〕九号・一九八三年八月)に詳しい。もと早くこの説話を取り入れた『俊頬脣脳』に見る「鬼のしこ草」説話を基本とする、『綺語抄』は、兄が忘れ草を植えて死んだ親を忘れようとし、弟は蘭を植えて忘れないようにしたところ、鬼ではなく、親が夢に出てきて二人を「いみじくあはれが」ったという内容になつており、『袖中抄』は『俊頬脣脳』とほぼ同じ説話を挙げつつ、独自の解釈を試みている。そのほか『奥義抄』『和歌色葉』『八雲御抄』『詠歌一牋』などの歌学書には兄弟や鬼の話は出てこず、「鬼のしこ草」が何の草かだけを記すが、『色葉和難集』は『俊頬脣脳』とほぼ同じ説話を挙げ、さらには頭昭の説、『綺語抄』の説を挙げ、さらに考証を加える網羅的な記述である。『今昔物語集』所収説話は、内容は『脣脳』とほぼ同じだが、「鬼のしこ草」という草の名は出てこず、その草を詠んだ万葉歌と話の最後に付された「しこ草」についての解説部分もなく、話末に紫苑・萱草双方の効用を語る点が『俊頬脣脳』の説話と異なる。

『弘安十年古今集歌注』(片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題』二

に所収では、『古今和歌集』恋五「忘草たねとらましを逢ふことの

いとかく難きものとしりせば」（七六五）の「忘れ草」の注において、

「文集云」として、梁の武帝の子、梁太子・興太子の二人が、武帝の

死の嘆きを忘れようとして貴い聖のもとに行つたところ、忘れ草を服

するように言われ、取つて食べたら哀傷・恋慕を忘れたという話とな

つており、宮内庁書陵部藏『伊勢物語抄』（いわゆる『冷泉家流伊勢

物語抄』、片桐洋一氏『伊勢物語の研究』〔資料篇〕に所収）でも、

「文選注云」として、梁武帝の死を悲しむ梁・興の兄弟が、仙人のも

とにいって菖草をもらい、それを植えて悲しみを忘れる話となつてい

る。『伊勢物語抄』では、さらに「又云」として、『俊頼脳』と呼ば

同様の展開の話を挙げるが、兄弟が菖草や紫苑を植える際には人に尋

ねてアドバイスをもらい、弟の忘れまいとする行動に対しても、「亡

魂」が「孝道を感じて頭て」「財宝をあたへ」たとなつてゐる。また、

『法華經』『薬草喻品』の注疏『法華經鷲林拾葉鈔』（臨川書店刊）な

どでも、母親を亡くした姉妹がシノブグサとワスレグサをそれぞれ植

えた唐土のできごととして語られており、古注では漢籍仕立ての話に

なつてゐる傾向にある。

(6) 顯昭『散木集注』にも、「瞻西上人が説法には、鬼のよひ草とぞいへりける」とほほ同文がある。なお、引用に用いた歌論歌学集成『袖中抄』では、「瞻西」を「瞻西」とするが、私に改めた。

(7) 小峯氏前掲(5)書、第三章「2「鬼のしこ草・腰草」をめぐる」よ

り引用。

(8) 真言立川流は「真言宗に陰陽道・民俗宗教的因素を融合させた一派

〔日本佛教史事典〕。真言立川流、および『受法用心集』については

守山聖眞氏『立川邪教とその社会的背景の研究』（鹿野苑・一九六五

年）第一編第五章「誓願房心定と受法用心集」を参照した。『受法用心

集』の引用も同書の附篇による。なお、同書に「鬼のしこ草」説話

が載せられていることは渡部泰明氏のご教示により知った。記して感

謝申し上げる。

(9) 『受法用心集』に見える「鬼のしこ草」説話は以下の通り（引用は前

掲書による）。

「……又俊頼の口伝にするせる因縁も、此の髑髏の法の悉地と同じか

るべし。万葉集の歌に云く、わすれ草わかしたひもにつけたれど鬼の

しこくさことにありけり。此の歌のわすれ草おにのしこ草につきて

俊頼注して云く、昔人の親の子息二人もちたりけるが、親うせにける

後、おやの別れ身にしみて朝夕わすれざりけり。兄弟二人相呴して常

におやの墓の邊にゆき、泣てはかへりかへりすること日をかさぬれ

ども、いやまさりければ、兄のおのこ思おもいける様は、此の思ひさ

むることなくていつを限りとすべき事ならず。かくなげき思ひても昔

のすがたを二度見べきにあらず、よしなき事なりと思て、菖草といふ

草こそ人の思をばわすらかすなんとて、其の草を引つつかの上に植ゑ

しより後、其の思うすくなりて、弟のおいけるにもさはりがちに

て行かざりければ、弟是れをうらみて思ひけるは、我身も兄の心のやうにやおやのことと忘れやせんずらん心うき事なり。紫苑と云草こそ心に思ふ事をばわすらかずなれとておやのなごりをわすれじがために彼の草引きて墓の上に植ゑたりければ、是れより後いよいよわするる事なくて月日をかさねてもたゆる心なく、常に通ひければ、或時つかの中より音ありて云ける様は、我は汝が親のかばねをまもる鬼神なり。恐るる事なれ。汝親に孝の心ふかき事、哀におぼゆればこれより後は汝に悦をあたふべし。其の悦と云ふは日中にあらんずる事をすこしもたがへず、夢の中に告げしらすべし。此の告のままに物をはからば汝帝王まできこめして國の宝とし給ふべしと云けり。其の後約束の如く告ければ實に三朝の御宝となり、一生のさかえならびなしといへり。此の因縁の如くば志ねんごろなればつかの鬼神悦で徳をほどこす。」

『受法用心集』では、続けて「まして身にそへ、増にすゑてよくよくまつり養はば、靈魂いかでかもだすべき。是れを真言の秘法と云ふ事、返々もよしなき事なり。真言秘法といはずとも、かかる驗もあらば大切なり」として、觸體の法をおこない、人骨を本尊として祀ることを正当化しようとする立川流の論法を引いている。

(10) 山本真吾氏『平安鎌倉時代に於ける表白・願文の文体の研究』(汲古書院・二〇〇六年)第一部第三章参照。この章には、氏が今まで調査された文献が収録状況ごとに整理され、示されている。

(11) 峰岸明氏「表白の文章形式について」(高山寺資料叢書別巻『高山寺典籍文書の研究』第二部各論篇、東京大学出版会・一九八〇年)の文章形式分類の目次に従っている。

(12) 東京大学史料編纂所ホームページの「大日本史料総合データベース」により検索。

(13) 十三回忌の追善供養は、『明月記』などから鎌倉時代初期にはおこなわれていることが知られる。

(14) 『本朝高僧伝』にも載る高僧、讚岐善通寺の有範(正平七〜一三五)一七年七月一日入寂)と同名である。

(15) 『安居院唱導集』上巻『安居院唱導資料考 第五章唱導法則について』より引用(永井義憲氏・清水宥聖氏編、貴重古典籍叢刊6、角川書店・一九七二年)。

(16) 小室和明氏「表白」(『仏教文学講座第八巻 唱導の文学』勉誠社・一九九五年)には、「権記」、「大鏡」、覚一本や延慶本『平家物語』の表白を読む風景が挙げられており、いずれも感涙を催す聽衆の姿が描かれている。

(17) 『例文仏教語大辞典』(小学館・一九九七年)「三魂七魄」項解説。

(18) 前掲(15)書『安居院唱導資料考』所収「法則集」(信承法印撰)による。なお、同書にも「なお読み得ない欠字も若干あり、かつ文意不通の所もあるが、いまほしままに訂正せず、天台宗全書本に従った」(第五章)とあるように、文意の通じないところがまあまり、以下の

条項についても稿者が誤って解釈しているおそれがある。大方のご批

正を乞いたい。

(19) 『法則集』に施主段についての記述があることは、清水宥聖氏「澄

憲・聖観の文学」(『仏教文学講座第八巻 唱導の文学』)によつて知り得た。

(20) 後世には、あるいは「鬼のしこ草」説話はこれが基本形だったのかも

しれない。(5)に挙げた宮内庁書陵部蔵『伊勢物語抄』でも、鬼ではないが、亡魂が孝道に感じて「財宝をあたへ」とある。なお検討を要する。

(21) 小峯氏前掲(5)書、第三章「2「鬼のしこ草・腰草」をめぐる」より引用。

(22) 西村加代子氏『平安後期歌学の研究』第一章「誦経文の和歌——法会

の高座で和歌を詠ずること——』(一九九七年・和泉書院)では、「誦

経文」と「諷誦文」とが同じ意味であること、その文書の奥に書きつ

けられた施主・願主の和歌は、誦経文の本文が読み上げられるとの共

に導師によって法会の座で披露され、場合によつては導師の僧侶がそれを応和するよう披われたことが考察されている。

(23) 小峯和明氏『説話の声——中世世界の語り・うた・笑い』(新曜社・二〇〇〇年)第四部「説話のうた」に歌語「月のねずみ」にまつわる説話について、詳しく論じられている(初出一九八〇年)。また、伊藤博之氏「月の鼠——譬喩経をめぐる問題」(『成城国文学論集』二十三

号・一九九五年)も参照。

(24) 岡崎真紀子氏「説話の展開と歌学——『俊頴體脳』における『芦摘みし』説話をめぐつて——」(『成城国文学』第二十一号・二〇〇五年三月)に詳しい考察がある。

(25) 岡崎氏前掲論文より引用。

(26) 真福寺善本叢刊に所収の資料や、阿部泰郎氏・山崎誠氏編『守寛法親王と仁和寺御流の文献学的研究』(勉誠社・一九九八年)所収資料、山本氏前掲(10)書に示される諸資料、山内洋一郎氏編『佛教説話集』の研究(金澤文庫本)(波古書院・一九九七年)所収資料、小峯和明氏「法会文芸の提唱——宗教文化研究と説話の〈場〉」(『説話文学研究』第三十九号・二〇〇四年六月)の挙げる諸資料、『溪風拾葉集』など、文学作品との関連が指摘される資料は思いつくだけでも枚挙にいとまがない。

(27) 小峯氏前掲(26)論文の提唱による。